

相談事例

《相談の内容》

総合失調症で複雑な契約行為に対し**判断力が十分とはいえない**女性からの相談。

ある日、業者が**寝具の点検**と称して訪問、**新しい寝具の購入**をすすめてきた。

何度も断ったが、あまりにしつこいので、**言われるがままに契約**してしまった。

その後、**2年間**にわたり、**何度も訪問**を受け、断わりきれず、**30点**もの寝具を購入させられた。とうとう貯金が底をつき、困りはててしまった……。

2年間に30点にのぼる布団を契約！貯金が底をついてしまった……！

《対応の内容》

寝具の「販売」であるということを告げず、「点検」と称して執拗に寝具の契約をさせ、その後も数回にわたって契約させるなどかなり悪質です。訪問販売の場合、ウソの説明を受けて契約したり、「帰ってほしい」と断っているのにしつこい勧誘により契約してしまった場合は、取り消すことができます。

本件は、センターが間に入り、当事者間で話し合い、契約はいったんすべて白紙に戻りました。

特定商取引法の改正 平成21年12月に法律が改正され、訪問販売においては、日常必要とされる分量を著しく超える商品を購入する契約をした場合、取り消すことができるようになりました。ただし、取り消せる期間は、契約後、1年間以内ですから注意が必要です。また、契約や勧誘を拒否した人に対して、再度、勧誘することは禁止されました。

身守りのポイント

認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な消費者をターゲットに、商品を次々と販売する悪質手口が増えています。被害者の多くは「被害にあったことに気づいていない」「被害にあっても相談できない」などにより、周囲が気づいたときには、被害が拡大してしまっている場合が多くあります。周囲の人たちは、本人に困った様子がないか、見慣れない商品がないかなど、日常生活での様子を見守ってあげてください。また、判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る「成年後見制度」を利用することも被害予防策の一つです。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 **043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111